

最近の関税政策と税関行政を巡る状況

令和 5 年 1 0 月 5 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1. 最近の税関行政・関税制度

2. 国際関係

3. 令和6年度関税改正

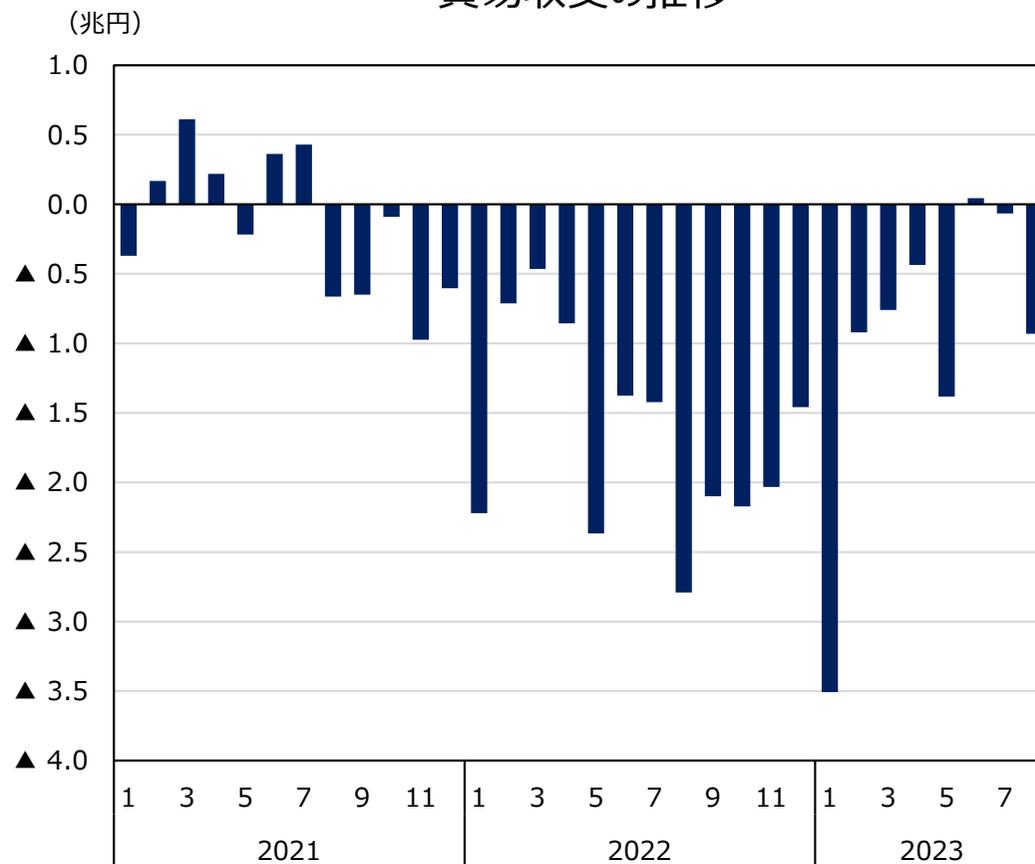
日本の輸出入の最近の動向

- 輸出額は、2021年以降、対前年同月比で増加傾向。2022年後半からは自動車の輸出が増加。
- 輸入額は、石油、石炭、LNGなどのエネルギー資源の輸入増等により、2021年半ば以降急増したが、ここ数ヶ月は減少傾向。
- 輸出額から輸入額を差し引いた赤字額は、2022年と比較して足元では縮小傾向。

輸出入額の伸び率
(対前年同月比)



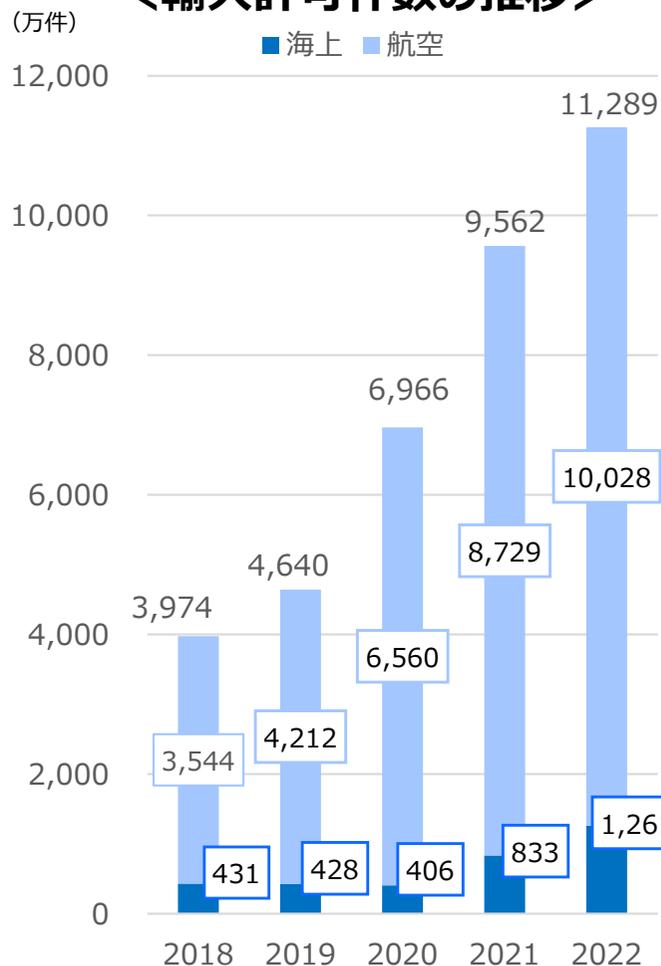
貿易収支の推移



税関における主要業務量の推移

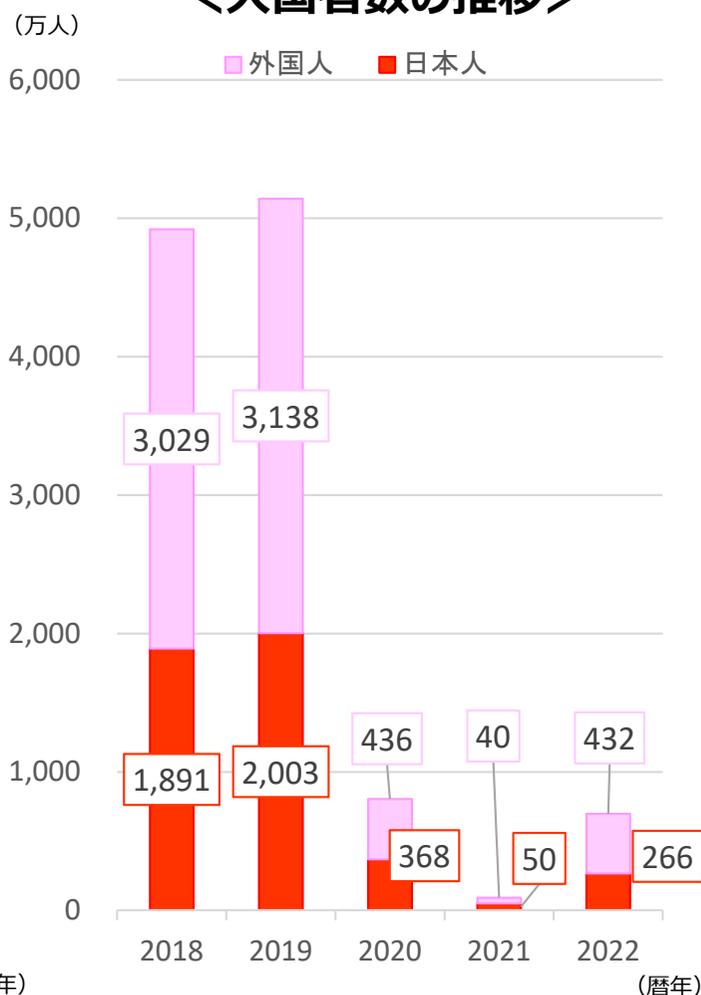
- 越境電子商取引の拡大に伴い、輸入許可件数は、ここ数年、大幅な増加傾向。2022年には航空貨物の輸入許可件数が2018年比約2.8倍、海上貨物についても2018年比約2.9倍と増加。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、入国者数は大幅減となっていたが、回復傾向。
- 令和4年度の税関における関税等収入額は前年度比26.7%増の約14.2兆円であり、租税及び印紙収入の約18.5%に相当。

<輸入許可件数の推移>



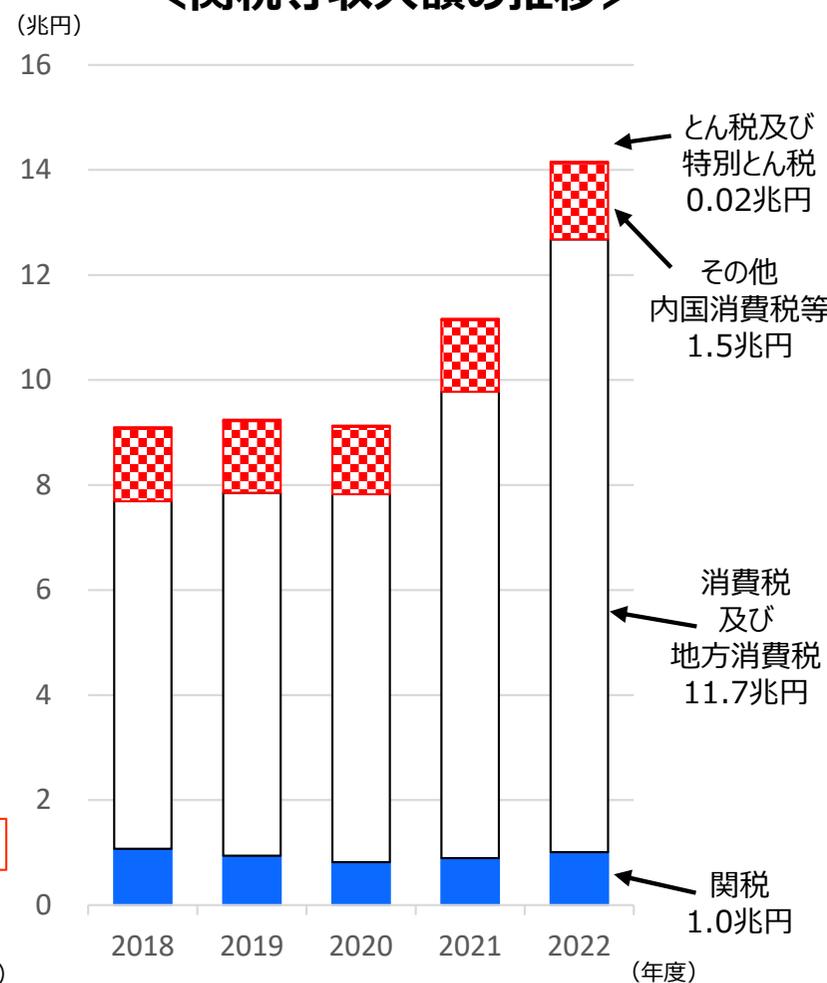
(出所) 財務省関税局

<入国者数の推移>



(出所) 出入国在留管理庁「出入国管理統計」

<関税等収入額の推移>



(出所) 財務省関税局

急増する輸入貨物への対応

- 急増する輸入貨物への対応については、令和5年度関税改正において、税関長が税関事務管理人を指定できる規定の整備、輸入申告項目の追加などを措置。
- 輸入貨物の増加傾向が今後も継続することを見据えて、次のような取組を行っていく必要。
 - 今後の施行に向け、適切な執行の観点から引き続き事業者への制度周知等を実施（→リーフレット等）
 - 情報を入手するS P業者の拡大に向けた、S P業者への協力要請
 - 水際取締りにおける協力連携に向けた、E C運営事業者との意見交換
 - 税関検査場のDX化の推進、ビッグデータ解析を活用した検査対象の選定
- 近隣アジア諸国からの通販貨物の増加を受けて、海上小口貨物の輸入が急増していることから、申告項目の一部省略などの簡易な通関について検討中。

〈周知用リーフレット〉

輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて

越境電子商取引の拡大に伴い、通販貨物等の輸入が増加し、不正薬物や知的財産侵害物品等の密輸が多数摘発されています。FS利用貨物については不当に低い価格で輸入申告することで関税等をぼ脱するという脱税事案が顕在化しています。そのような背景を踏まえ、引き続き円滑な輸入を確保し、水際取締りの実効性の確保及び適正な課税を実現するため、制度の見直しを行いました。

【FS（フルフィルメントサービス）利用貨物とは】

ECプラットフォーム運営事業者等が提供するフルフィルメントサービス（購入者の注文受付から配送完了までの一連の業務全般（受注、在庫管理、梱包、発送、受渡し、代金回収等）を請け負うサービス）を利用して国内で販売することを予定して輸入しようとする貨物のこと。

改正の内容①（令和5年10月1日施行）

- 輸入申告時に記載を求めている「輸入者の住所及び氏名」を関税法施行令上の輸入申告項目に追加
- 上記「輸入者の住所及び氏名」の追加に伴い、輸入申告者（貨物を輸入しようとする者）の意義を明確化 ⇒裏面参照
- 税関事務管理人の届出項目への「届出者と税関事務管理人との関係」等の追加及び税関事務管理人届出の際の税関事務管理人との委任契約関係書類の提出
- 税関長が非居住者等に税関事務管理人の選定・届出等を要請し、非居住者が期限までに要請に応じない場合に、税関長が、非居住者の一定の国内関連者を税関事務管理人として指定することを可能とする規定を整備

改正の内容②（令和7年10月12日施行）

- 輸入申告項目に以下の項目を追加
- 通販貨物に該当するか否か
 - 通販貨物に該当する場合、プラットフォームの名称・呼称等
 - 輸入許可後の貨物の運送先の所在地・名称

※ NACCSによるシステム申告の詳細については、今後お知らせします。

【関係法令：輸入申告項目（施行後）】

- 関税法施行令第59条、関税法施行規則第7条の6

【関係法令：税関事務管理人（施行後）】

- 関税法第95条、関税法施行令第84条、第84条の2、関税法施行規則第11条の2、第11条の3



「適正かつ公平な関税等の徴収」、「安全・安心な社会の実現」、「貿易の円滑化」

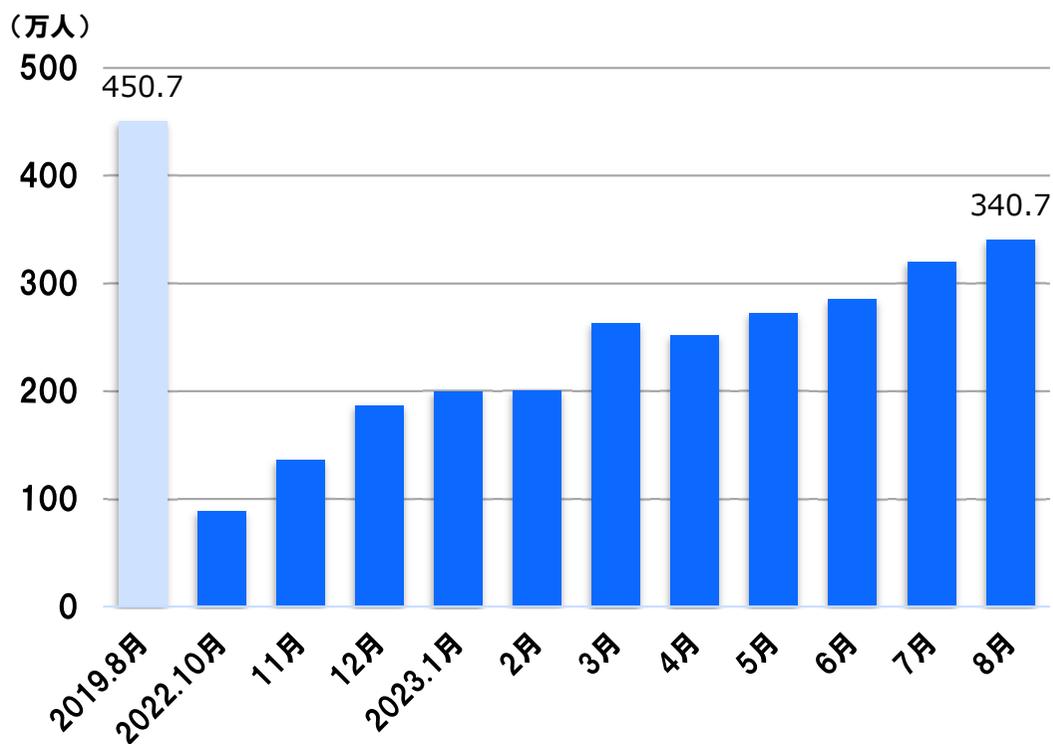
税関HP：<https://www.customs.go.jp>



入国者数の増加に向けた対応等

- 2022年10月の水際措置緩和以降、入国者数の増加が継続。国際線の運航の再開も本格化。
- 足元では、2023年8月の入国者数が、感染拡大前である2019年同月と比較して約75%まで回復。
- 入国者数の増加に対応するため、税関検査場電子申告ゲート（Eゲート）等の機器の積極的な活用、職員の再配置等により、迅速な通関と厳格な取締りを両立。

<入国者数の推移>



(出所) 出入国在留管理庁「出入国管理統計 (2023年8月は速報値)」

2022年10月の水際措置緩和以降のトピック

- 2022/10/11 入国者総数の上限撤廃
- 2023/4/29 新型コロナ水際措置終了
(ワクチン接種証明書又は出国前検査証明書の提出が不要に)
- 2023/5/8 新型コロナウイルス感染症の5類移行
- 2023/8/10 中国から日本への団体旅行解禁

大規模国際イベントに伴う取締強化

これまでの水際取締の強化

- 東京オリパラ、故安倍元総理の国葬儀、G 7 広島サミットなどの**重要イベント開催に際し、水際取締りの警戒レベルを引き上げて対応。**
- 応援職員の派遣、貨物・国際郵便・旅客の携帯品等の**検査強化**、港湾等の**巡回強化**、関係機関・業界団体との**連携強化**などを実施。

税関検査で発見された不審貨物の例※各画像はイメージ

刀剣類



ガスマスク



ドローン



クロスボウ



今後の対応

- これまでの対応で得たノウハウや経験を活用して、引き続き、関係機関と連携してテロ対策を検討・推進。
 - ・ 本年10月以降に開催される重要イベントに対し、厳格な取締りを実施
 - ※サミット関係閣僚会合、日ASEAN特別首脳会議
 - ・ 来年以降に開催される重要イベントに対し、長期の開催期間や多数の外国人観光客の訪日を踏まえ、対応を検討
 - ※大阪・関西万博（2025/4/13-10/13）、国際園芸博覧会（2027/3/19-9/26）
- 国際的なテロの脅威に加え、電子商取引の拡大に伴う輸入貨物（SP貨物）の急増、インバウンド拡大に留意。

不正薬物の摘発状況

○ 令和4年における不正薬物の押収量は、7年連続で1トン超え。

(参考1) 不正薬物の摘発件数は1,044件（前年比25%増）、押収量は約1,147kg（同8%減）

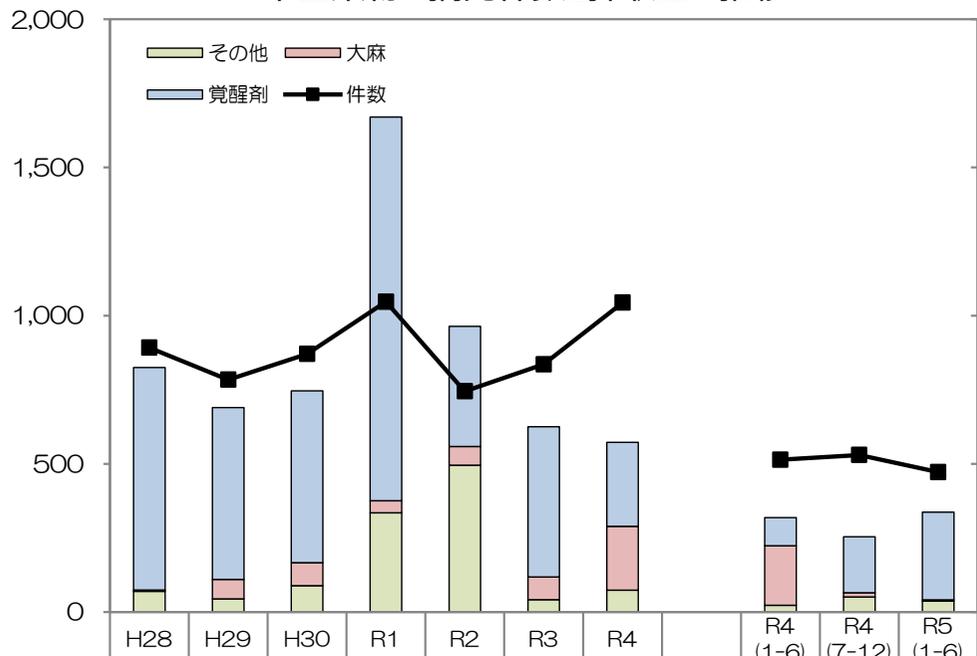
(参考2) 覚醒剤の国内押収量全体（約6,155kg）に占める密輸押収量（約6,005kg）の割合は約98%（平成30年～令和4年累計）

○ 覚醒剤の航空貨物及び国際郵便物からの摘発は依然として高水準で推移し、海上貨物からの摘発も増加。また、航空機旅客については、昨年10月の入国規制の緩和以降、摘発が増加。

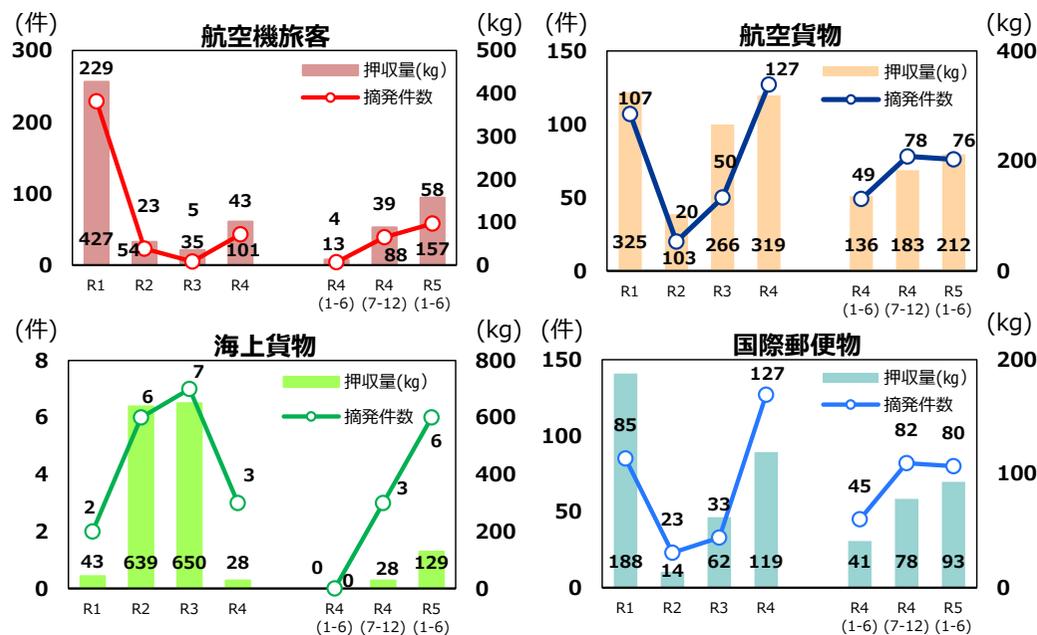
(摘発件数：件)

不正薬物の摘発件数と押収量の推移

(押収量：kg)



覚醒剤の密輸形態別摘発実績



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R4 (1-6)	R4 (7-12)	R5 (1-6)
覚醒剤	1,501	1,159	1,159	2,587	811	1,014	567	190	378	591
大麻	9	131	156	82	126	153	431	402	29	9
その他	140	90	178	670	991	84	148	46	102	74
合計	1,650	1,380	1,493	3,339	1,928	1,251	1,147	638	509	675
件数	892	784	871	1,047	745	836	1,044	514	530	472
うち覚醒剤	104	151	169	425	72	95	300	98	202	220

【摘発事例】

令和5年3月、大阪税関はアラブ首長国連邦から到着した航空貨物（オイル缶）に隠匿された覚醒剤約13.6kgを摘発した。



(注1) その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。

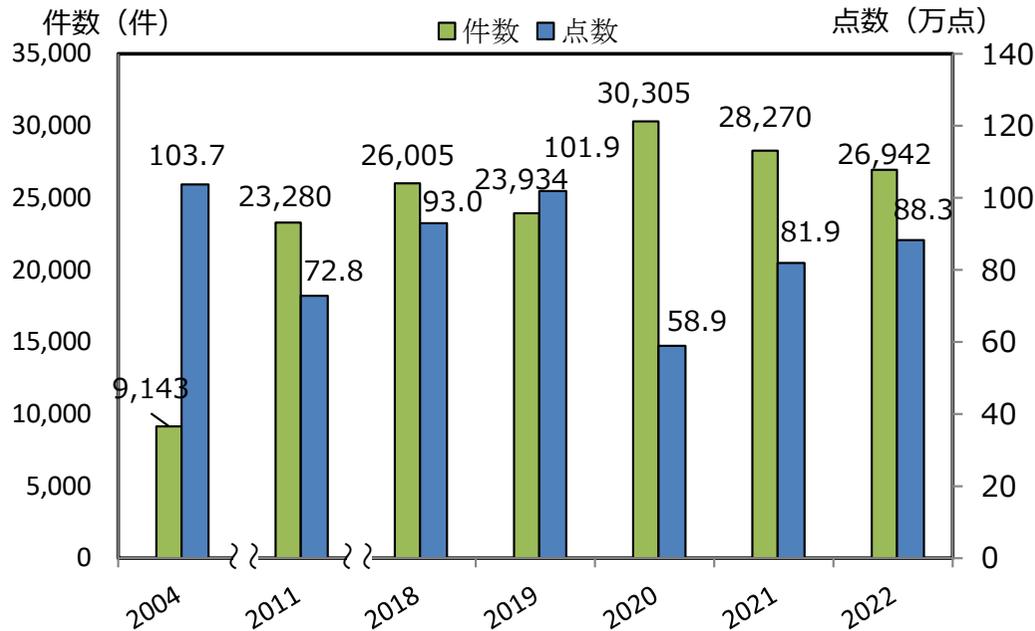
(注2) 令和4、5年は速報値。

知的財産侵害物品の水際取締り

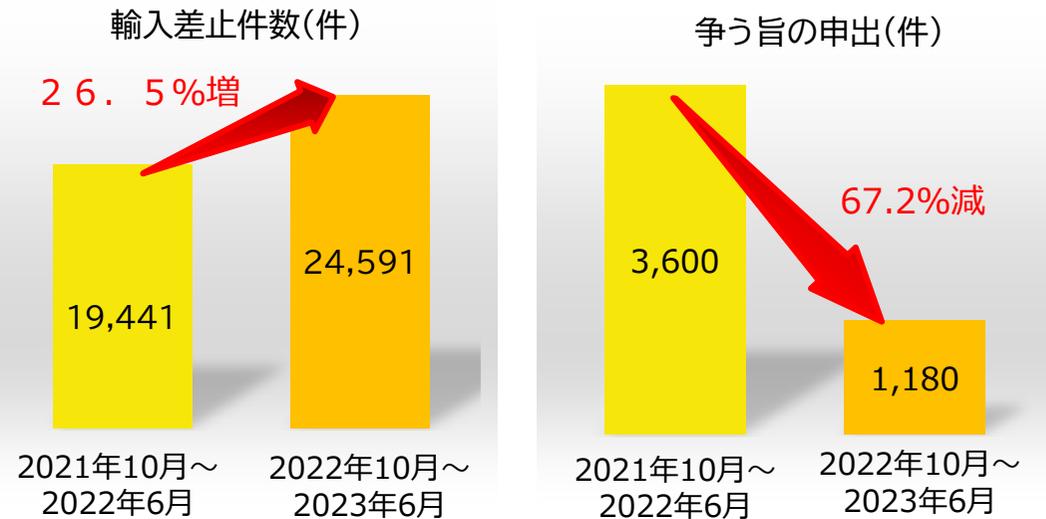
【知的財産侵害物品の取締りの状況】

- 令和4年の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は、26,942件（前年比4.7%減）。輸入差止点数は、882,647点（前年比7.7%増）。

◆ 知的財産侵害物品の輸入差止実績



◆ 制度改正後における商標権及び意匠権を侵害する物品の差止状況



(出所) 財務省「個人使用目的で輸入される模倣品の税関における取締り (改正関税法等施行後の状況) (令和5年9月8日)」

【海外事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化】

- 令和4年10月に改正関税法等が施行され、海外の事業者が郵送等により国内に持ち込む模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）は、個人使用目的で輸入されるものであっても、税関の水際取締りの対象となった。
- 令和4年10月から令和5年6月までの間において、模倣品の輸入差止件数は24,591件（前年同期比26.5%増）、争う旨の申出は1,180件（前年同期比67.2%減）となっており、制度改正の効果が現れているものと考えられる。

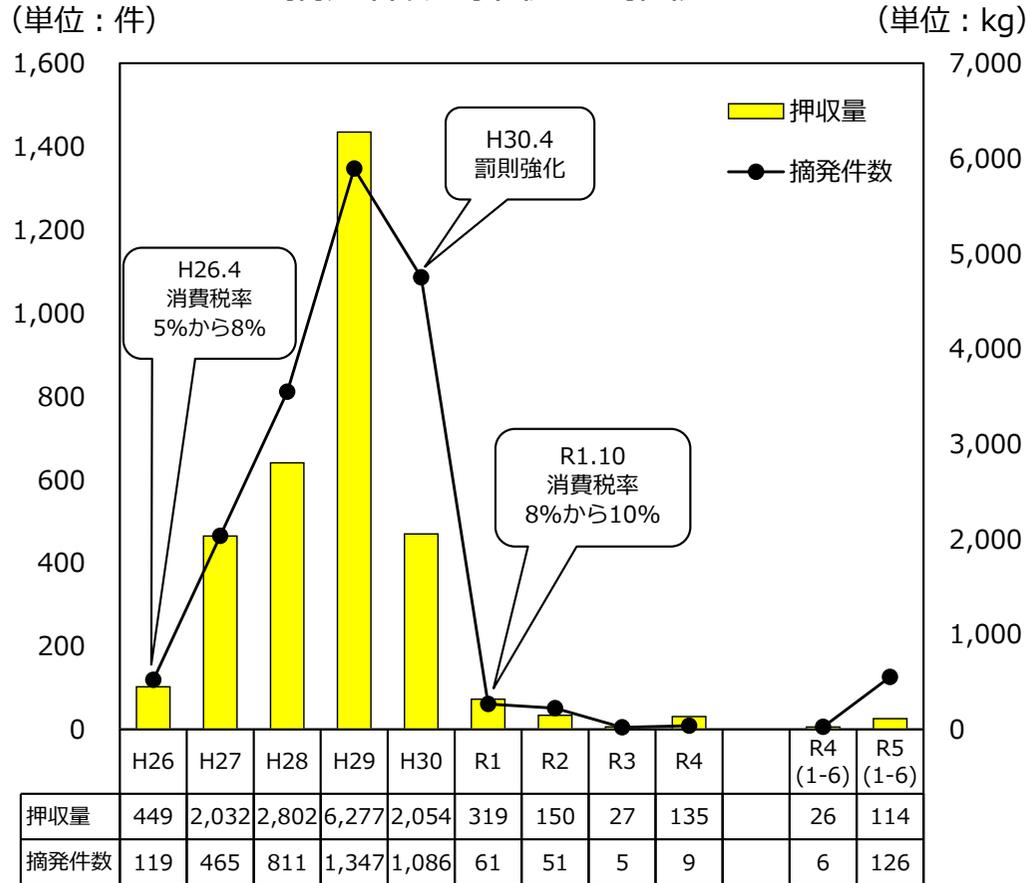
【知的財産侵害物品の認定手続における簡素化手続の対象拡大（令和5年度関税改正）】

- 事務負担軽減等の観点から、特定の場合に権利者の証拠・意見の提出を省略する簡素化手続の対象に特許権、実用新案権、意匠権及び保護対象営業秘密を追加する政令改正を実施。

金密輸入取締りに対する取組

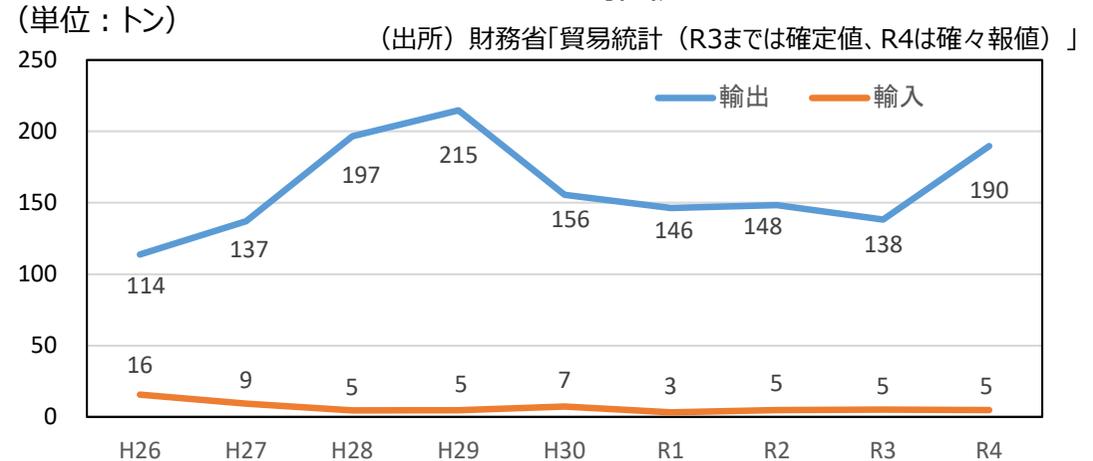
- 令和5年上半期における金の摘発件数は126件、押収量は約114kg。
- 平成30年4月の罰則強化を含む取組等により摘発は大幅に減少したものの、金の価格は高止まりしており、昨年10月の水際措置緩和以降、密輸リスクの高まりが懸念。
- 隠匿手口が巧妙な事案も散見されることから、関係機関とも連携しつつ、検査機器の活用等により、引き続き、厳格に対応していく必要。

＜摘発件数と押収量の推移＞



(令和4年、5年は速報値)

＜輸出入量の推移＞



＜巧妙な隠匿手口＞

韓国から福岡空港に到着した航空機旅客の身辺に隠匿された金地金約2kgを摘発。
(令和5年3月・門司税関)

ベトナムから福岡空港に到着した航空機旅客の携帯品(変圧器)に隠匿された金地金約3.7kgを摘発。
(令和5年4月・門司税関)

ロシア等に対する経済制裁について

1. ロシア等に対する輸出入禁止措置

- 令和4年2月下旬に始まったロシアによるウクライナ侵略に対し、G7を中心に、ロシアやベラルーシに対する制裁の一環として、輸出入禁止措置を実施。
- 我が国は、令和4年2月下旬より、外国為替及び外国貿易法により、ロシアやベラルーシの軍事関連団体に対する輸出禁止措置や、ロシアへの奢侈品、半導体、無人航空機、乗用自動車等の輸出禁止措置、機械類・電気機械及び貴金属の輸入禁止措置を順次実施。
- また、令和4年12月、上限価格を超える価格で取引されるロシア産原油の輸入禁止措置を実施。さらに、本年2月、ロシア産石油製品について同様の輸入禁止措置を実施。

2. 関税における最恵国待遇の撤回

- 令和4年3月11日のG7首脳声明を踏まえ、ロシアに対するWTO協定税率の適用を撤回し、基本税率（暫定税率の適用があるときは暫定税率）の適用を可能とするため、関税暫定措置法を改正（令和4年4月20日成立、翌21日施行）。
- （注）同日に施行した政令において、ロシアに対する当該措置の期限を令和5年3月31日とした。
- ロシアによるウクライナ侵略が継続しており、G7を始めとする国際社会と引き続き緊密に連携して対応する必要があることから、本年3月の政令改正により、ロシアに対する当該措置の期限を令和6年3月31日まで延長。
（参考）最恵国待遇とは、貿易相手国の産品に対して、第三国に与えている条件よりも不利にならない待遇を与えることをいう。

関税局・税関における対応

- 関税局では、第三国を迂回すること等による制裁逃れに係る情報共有等、G7等諸外国と連携。
- 税関では、制裁措置の実効性確保のため、輸出入貨物について、外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業大臣の承認の要否に係る確認を行うなど、第三国迂回による制裁逃れ防止を含め、厳格な水際取締りを実施。

経済安全保障上の脅威への対応

背景・課題

- 安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大。
- 経済安全保障上の脅威への対処が政府全体として重要な政策課題。
 - 経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)
 - 国家安全保障局を司令塔とした、関係府省庁を含めた経済安全保障の推進体制の強化
 - インテリジェンス能力を強化するため、情報の収集・分析等に必要な体制を整備
 - 経済安全保障を巡る情報の発信を始めとした関係者との連携に取り組む
- 政府全体の方針を踏まえ、関税局・税関としても、情報収集の強化等の取組を進める必要。

取組の概要

- 「軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出の防止」の観点から以下に取り組む。
 - **情報の収集・分析（インテリジェンス能力）の強化及び適正通関の確保**
国内外の関係機関との連携促進により情報収集・分析能力を強化するとともに、厳格な審査や調査等により適正な輸出通関を確保。
 - **体制強化**
経済安全保障情報分析センター室を本年7月に新設するとともに、輸出事後調査部門、情報管理室（官）、通関部門、旅具通関部門といった経済安全保障の確保に資する部門の体制を強化。職員の専門性向上。
 - **民間事業者との連携**
通関業者等の民間事業者への情報提供、規制対象物品に係る相談対応等を促進。また、経済安全保障の観点から疑義のある取引について、通関業者等の民間事業者に対し情報提供を依頼。
 - **規制対象物品の輸出実績の把握**
統計品目番号の設定等により規制対象物品の輸出実績の適時適切な把握・分析を通じて、不正輸出の防止を図る(経済産業省等と連携)。



- 保税地域においては、関税等の徴収を留保したまま外国貨物の保管、加工、展示等が可能である。
- こうした保税地域の特性を様々な分野において活用することで、経済活性化への寄与が期待されることから、事業者等への制度周知による保税制度のニーズの掘り起こしや、ニーズを踏まえた対応等に取り組んでいる。

制度周知等の取組

- ✓ **業界団体等への制度紹介**
関係省庁等と連携し、業界団体等に向けた制度の紹介やニーズのヒアリングを実施。
- ✓ **「保税蔵置場の新規許可申請に関するガイドライン」の作成**
初めて保税地域の許可を受けようとする事業者向けに、手続きの流れ等をまとめたガイドラインを作成し、税関HPで公表。(R5.6)
- ✓ **「保税アドバイザー」の設置**
保税制度についての相談員（保税アドバイザー）を設置。(R5.3)



保税アドバイザーによる
食品関係団体へのセミナーの様相
(R5.8)



保税蔵置場の新規許可申請に
関するガイドライン

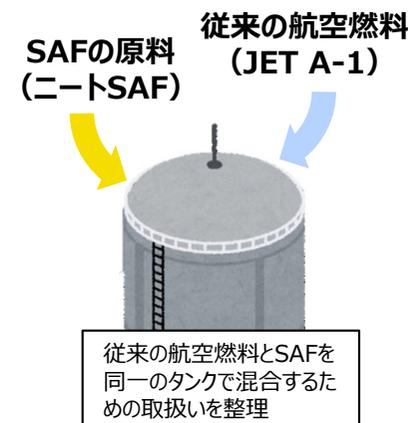
保税制度の新たな活用例

- ✓ **保税地域におけるアートフェア等の開催**
保税地域においてアートフェアやオークション等を開催する際の要件を明確化したことにより、制度の活用が図られ、文化の振興等に寄与。
- ✓ **保税地域へのSAF※の搬入**
保税地域へのSAFの搬入についての運用を整理したことにより、航空燃料の貿易手続の円滑化を図り、カーボンニュートラル等に寄与。

※ S A F : Sustainable Aviation Fuel (持続可能な航空燃料)



保税展示場における
アートフェアの様相
(R5.7「Tokyo Gendai」)



保税地域へのSAFの搬入
(イメージ)

国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方に関する検討

- 保税制度を取り巻く国際物流の動向の変化に対応し、国際競争力の強化を図る観点から、**適正な水際取締りを維持しつつ、多様なニーズに対応し、貿易の円滑化を図るための保税制度のあり方**について検討する。

現状と課題

- 近年、輸入貨物の急増や物流業界の人手不足等、**保税制度を取り巻く国際物流の動向が大きく変化**している。
- また、こうした動きに伴い、保税業務等における煩雑な手続の解消をはじめ、**保税制度に対するニーズや課題に関する様々な声**が寄せられている。

対応の方向性

- **適正な水際取締りを維持しつつ、多様なニーズに対応し、貿易円滑化を図るための保税制度のあり方**について、以下の3つの柱（検討事項案）に基づき検討する。
- まずは、事業者のニーズや課題を幅広く把握するため**保税制度に関するアンケート**等を実施し、その結果等を踏まえ、検討を進める。

検討事項案

- ① **利用者の視点から見た煩雑な手続の解消**
→保税関係の各種手続の円滑化について検討
- ② **効果的な検査・取締りの実施**
→より効果的・効率的な水際取締りに向けたリソースの配分等について検討
- ③ **保税制度の潜在的なニーズの発掘**
→新たに保税制度を利用する事業者が利用しやすい環境整備について検討

■ 保税制度に対するニーズや課題に関する声（例）

関税分科会における委員意見（抜粋）

（保税地域の）資格要件、報告義務、費用ということをお案したときに、なかなか利用のほうに踏み切ることが難しいという状況にあるかと思えます。場合によっては、それによって日本の保税地域に在庫を持つことを諦めざるを得ないような場合も散見されます。（略）今後の国際競争力を勘案すると、より使いやすい、あるいは迅速に利用できるような観点も重要なのではないかと日頃感じているところがございます。

国土交通省「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会」 中間とりまとめ（抜粋）

特に国際トランシップ貨物について、保税地域における加工・製造や再混載（リコンソリ）を行う上での課題が指摘されていることから、サプライチェーンの一環としての多様な物流ニーズに対応した環境整備に取り組む必要がある。

■ 保税制度に関する事業者アンケートについて

目的	保税制度の活用促進や利便性向上を図る観点から、事業者の視点から見た制度・運用面の課題やニーズ等を把握する。
実施期間	令和5年8月24日（木）～令和5年9月22日（金）
対象・方法	保税制度を利用している事業者、制度に関心がある事業者を対象とし、日本関税協会のHPからオンラインで回答。
質問項目（例）	(1)保税地域の許可等を受けている事業者向け ・保税業務の委託の有無やその理由 ・煩雑と感じる保税手続の内容や件数、その理由 (2)許可等は受けていないが制度に関心がある事業者向け ・保税地域において行いたいこと ・（過去に保税地域の許可取得を断念した者について）取得を断念した理由

税関行政の中長期ビジョン「スマート税関構想2020」

概要

税関を取り巻く今後の環境変化を見据え、AI等先端技術を活用し、業務の一層の高度化・効率化を進めるとともに、利用者の一層の利便向上を図る等により、**「世界最先端の税関」(スマート税関)の実現を目指す税関行政の中長期ビジョン** (2020年6月に取りまとめ、公表)

主な施策・取組状況

Solution (利便向上策)

税関手続における**利便性の更なる向上**のため、

- ・ 入国旅客に係る納税手続において、クレジットカード決済等による**キャッシュレス納付を可能に**
- ・ **輸入申告事項への「輸入者の住所・氏名」等の追加**及び税関事務管理人制度の見直し 等

Multiple-Access (多元連携)

水際取締りの強化と貿易円滑化の両立を一層進展させるため、

- ・ 関係機関、貿易関係事業者等との**パートナーシップを強化**
- ・ 税関施設等の計画的な整備に向け**関係機関等との連絡調整体制を構築** 等

Resilience (強靱化)

社会構造の変化、災害リスク等に備えつつ、**税関行政を維持・発展**させるため、

- ・ 柔軟な働き方のための環境整備として、**テレワーク環境を充実**
- ・ 海岸線等における効率的・効果的な監視取締りのため、**ドローンを活用** 等

Technology & Talent (高度化と人材育成)

AI等の**先端技術により、税関業務を高度化**させるため、

- ・ **ビッグデータのAI解析による業務支援**や**スマートグラスを活用した審査及び検査等の効率化**など、税関業務へ先端技術を積極的に導入

税関を取り巻く新たな環境変化

スマート税関構想の取りまとめ後においても、モノ・ヒト・カネの流れの趨勢的な拡大に加え、

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化
- ・ 越境電子商取引の拡大による輸入貨物の急増等によるサプライチェーンの変化の加速
- ・ 民間部門のデジタルトランスフォーメーションを含む経済社会全体のデジタル化の急速な進展
- ・ 経済安全保障上の脅威への対処を含む新たなニーズの出現

など、内外のダイナミックな構造変化の流れを受けて、大きく変化。

- 環境変化へ適時に対応するとともに、ニーズも的確に捉え、**新たな施策に取り組む必要**
- 「スマート税関構想」を**構想に留めることなく、スマート税関を実現していくことが重要**

「スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022」を策定し公表（2022年11月）

スマート税関構想の関連施策に係る工程表

「スマート税関構想2020」で掲げられている**各施策については、目標・達成時期を定めた工程表に基づき進捗管理**を行いつつ、可能なものはスケジュールを前倒しするなど、積極的に取り組んでいる。

「スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022」に係る**新規施策及び継続施策について、新たに工程表を作成し公表**。（本年6月）



学生フォーラムの開催（2024年3月11日開催予定）

▶ 学生フォーラム～国際物流と貿易の未来を考える～

学生の皆さんを対象とした国際物流と貿易の未来を考える「学生フォーラム」を開催します。様々な社会情勢の変化は、国際的な貿易や物流の世界にも大きな変化をもたらしています。国際物流と貿易の未来を考える「学生フォーラム」を通じて、現下の課題への対応や将来像について学生の皆さんと共に考えるフォーラムを目指しています。また、フォーラムのサブイベントとして、共催・協力団体の職場見学や交流会も実施します。「学生フォーラム」は、税関発足150周年事業として、2023年3月に初めて開催した官民と学生が連携したイベントであり、好評につき第2回目も開催することとしました。

【開催概要等】

- ✓ 開催日 2024年3月11日
- ✓ 開催場所 東京税関本関（東京都江東区青海2-7-11）
- ✓ プログラム 職場見学、研究発表会、職員等の交流会 等
- ✓ 参加対象 大学、短大等に在籍する学生
- ✓ 税関HPの中に学生フォーラムの特設ページを設置

リンク先 <https://www.customs.go.jp/zeikan/zeikanforum/zeikanforum.htm>

【告知】来年3月に「学生フォーラム～国際物流と貿易の未来を考える～」を開催するワン🐶
前回は学生を対象に、税関の職場見学や発表会を開催したワン
税関発足150周年事業として開催し、最後の表彰式ではステージに上るのに一苦労したワン

<税関公式Twitterでの発信（2023年7月12日）>



【前回の開催概要等（2023年3月7日開催）】

- ✓ 大学生向け事業として本年3月にフォーラムを開催
- ✓ 税関を取り巻く現下の課題について学生が自ら研究し発表を行った
- ✓ 全6校から16チーム（55名）が参加
- ✓ 日本海事新聞、Daily cargo等の3誌が記事報道



（職場見学）



◆ 参加した学生の声 🗒️

「税関が国の安全を守る重要な役割を担っていると実感」、「税関が民間企業と連携していることが印象的だった」、「今後、税関の取締りのニュースが流れた時の印象が変わるだろう」、「国際物流に関わる仕事や財務省への志望度が高まった」

◆ 参加した教員の声 🗒️

「税関の仕組みを含め、学生なりに意見やアイデアを出す場として重要」
など好印象なアンケート結果が多かった。



（学生フォーラム）

1. 最近の税関行政・関税制度

2. 国際関係

3. 令和6年度関税改正

我が国 E P A 等の現状

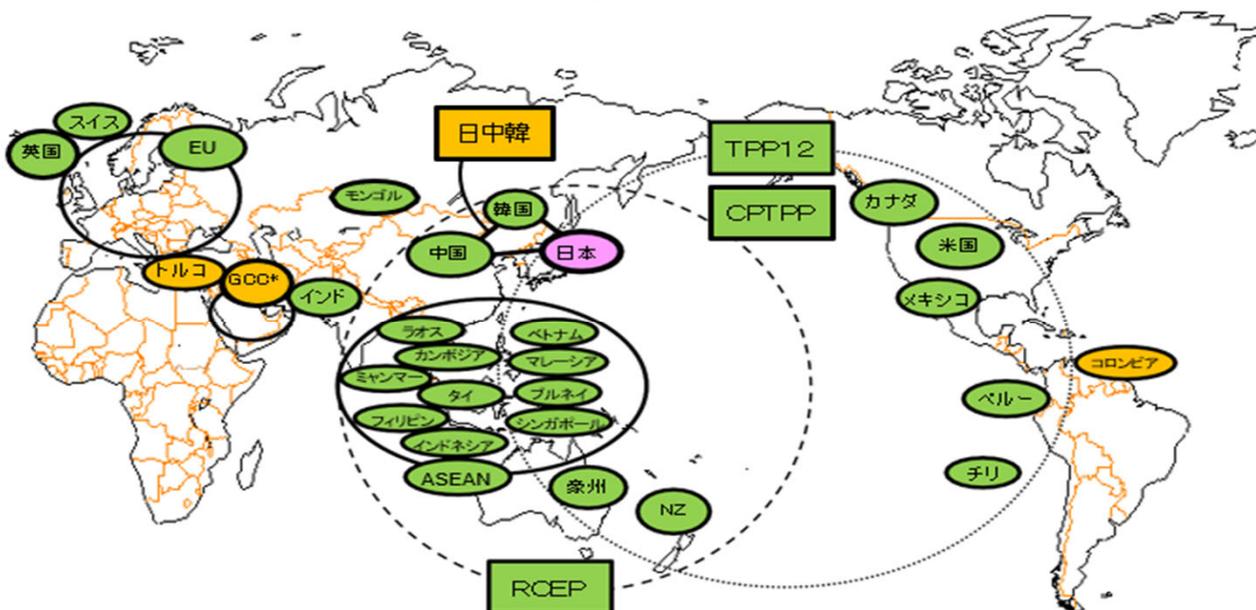
発効済 (20)

シンガポール (2002年11月 (07年9月改正))、メキシコ (2005年4月 (12年4月改正))、マレーシア (2006年7月)、チリ (2007年9月)、タイ (2007年11月)、インドネシア (2008年7月)、ブルネイ (2008年7月)、ASEAN (2008年12月、(2020年8月改正))、フィリピン (2008年12月)、スイス (2009年9月)、ベトナム (2009年10月)、インド (2011年8月)、ペルー (2012年3月)、豪州 (2015年1月)、モンゴル (2016年6月)、CPTPP (2018年12月)、EU (2019年2月)、米国 (2020年1月)、英国 (2021年1月)、RCEP (2022年1月)

署名済 (1)

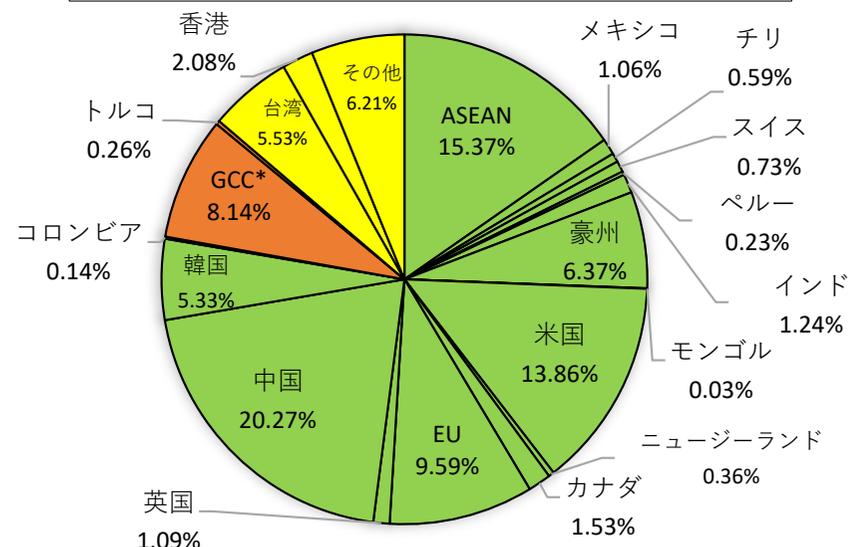
TPP12 (2016年2月) ※2017年1月に米国が離脱を表明。

● : 既にEPA/FTA等が発効済・署名済の国・地域 ● : 現在EPA/FTA等の交渉をしている国・地域



(注1)GCC: 湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council)
(アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート)
(注2)米国については、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定
(出所) 外務省HPより抜粋 (2023年7月現在)

日本の貿易総額に占める国・地域の貿易額の割合 (小数点第3位四捨五入)



発効済+署名済 計 : 77.7%

交渉中 (含む中断中) 計 : 8.5%

*2024に交渉再開予定

発効済+署名済+交渉中 計 : 86.2%

(出所) 財務省「貿易統計 (2022年 確々報値)」 (各国の貿易額の割合については、小数点第3位四捨五入)

CPTPPへの英国の加入議定書

背景

- 2018年に発効した「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（以下「CPTPP」という。）は、ルール及び市場アクセスの両面において高いレベルの内容を規定しており、ハイスタンダードでバランスの取れた21世紀型の新たな共通ルールを世界に広げていくとの意義を有する。
- 2021年2月、英国がCPTPPへの加入を要請。同年6月、英国加入作業部会（議長：日本）が設置。英国によるCPTPPのルール遵守及びCPTPPの締約国と英国との間の市場アクセスに関して交渉を行い、2023年3月に交渉が実質的に妥結。同年7月、CPTPPの締約国及び英国の代表者がニュージーランドにおいて本議定書に署名。

主な内容

- 本議定書は、交渉の結果を踏まえ、**CPTPPへの英国の加入条件**として主に以下の内容を定める。
 - (1) CPTPPの**各ルールを英国に適用すること**。一部のルールについては、英国に特有の事情を踏まえて適用。
 - (2) 各分野（注）においてCPTPPの締約国及び英国が互いに付与する**市場アクセスに関する約束**。日英間については、英国からの**物品の輸入は現行のCPTPPの範囲内の約束**とし、英国への**物品の輸出は日英経済連携協定との比較で新たに精米（短・中粒種）の関税撤廃等**を獲得。
（注：物品、サービス・投資、金融サービス、ビジネス関係者の一時的入国、政府調達等）

■ CPTPPの概要

- 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定からの離脱を表明した米国以外の11か国間で同協定の内容を実現するための協定。2018年12月30日に発効。
- 現締約国（11か国）オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム
- 人口約5.1億人、GDP約11.6兆ドル、貿易総額約7.5兆ドルの経済圏（出典：国連、IMF（2022年））。
（注）英国を除く現締約国11か国の合計の数値。なお、英国は人口約6700万人、GDP約3兆ドル、貿易総額約1.2兆ドル。

早期締結の意義

- CPTPPの締約国及び英国の間の自由貿易、開かれた競争的市場、ルールに基づく貿易システム並びに経済統合を促進。
- 我が国を含む環太平洋地域、ひいては同地域を越えて**世界全体の貿易・経済の更なる成長・発展、法の支配に基づく自由で公正な経済秩序の構築に寄与**。
- 我が国にとってグローバルな戦略的パートナーかつ重要な貿易・投資相手国である**英国との二国間関係の一層の緊密化**。

インド太平洋経済枠組み（IPEF）

1. 経緯

- 2022年5月23日、米国が、バイデン大統領訪日時に、枠組みの立上げを発表。
- 2022年9月9・10日、閣僚会合を開催（於：ロサンゼルス）。以下の4つの柱に関する閣僚声明を発出。以降、対面交渉会合をブリスベン（2022年12月）・パリ（2023年3月）・シンガポール（5月）・釜山（7月）・バンコク（9月）にて開催。
- 2023年5月27日、閣僚会合（於：デトロイト）にて柱2（サプライチェーン）の協定交渉が実質妥結。

2. IPEFの概要

- 参加国：日・米・豪・ブルネイ・フィジー・インド（柱①を除く）・インドネシア・韓国・マレーシア・NZ・フィリピン・シンガポール・タイ・ベトナム（14カ国）
- 交渉分野：以下の4つの分野を柱として協力の枠組みを構築。

柱①貿易

- 労働
- 環境
- デジタル経済
- 農業
- 透明性及び良き規制慣行
- 競争政策
- **貿易円滑化**
- 包摂性
- 技術支援及び経済協力

柱②サプライチェーン

- 重要分野及び物品の基準の策定
- 重要分野と物品における強靭性及び投資の増加
- 情報共有及び危機対応のメカニズムの構築
- サプライチェーンにおける物流管理の強化
- 労働者の役割の強化
- サプライチェーンにおける透明性の向上

柱③クリーンな経済

- エネルギー安全保障及びエネルギー移行
- 優先部門の温室効果ガス排出削減
- 持続可能な土地、水及び海洋の解決策
- 温室効果ガス除去のための革新的技術
- クリーン経済への移行を可能にするインセンティブ

柱④公正な経済

- 腐敗防止
- 税
- キャパシティ・ビルディング及びイノベーション
- 協力、包摂的な連携及び透明性

交渉開始・再開に向けて動きのある E P A

1. 日イスラエル（交渉開始に向けた動き）

- 日本とイスラエルとの間では、2022年外交関係樹立70周年を迎え、近年特に経済関係が大きく発展している。このような状況を踏まえ、2022年11月、日本とイスラエルは、「あり得べき日・イスラエル経済連携協定（E P A）に関する共同研究」を立ち上げることで一致。2023年3月には共同研究第1回会合（オンライン）、同年8月には第2回会合（オンライン）、同年9月には第3回会合（オンライン）を開催。両国は、共同研究報告書の作成に向けた調整を着実に進めていくことで一致。

2. 日バングラデシュ（交渉開始に向けた動き）

- 日本とバングラデシュとの間では、2022年外交関係樹立50周年を迎え、近年特に経済関係が大きく発展している。このような状況を踏まえ、2022年12月、日本とバングラデシュは、「あり得べき日・バングラデシュ経済連携協定（E P A）に関する共同研究」を立ち上げることで一致。2023年4月には共同研究第1回会合（於東京（ハイブリッド形式））、同年7月には第2回会合（於ダッカ（ハイブリッド形式））、同年9月には第3回会合（於東京（ハイブリッド形式））を開催。両国は、共同研究報告書の作成に向けた調整を着実に進めていくことで一致。

3. 日GCC・FTA（交渉再開に向けた動き）

- 2006年に交渉開始するも2009年に交渉中断。本年7月16日、岸田総理が中東歴訪中にブダイウィGCC事務総長の表敬を受け、かつてないレベルで日本とGCC諸国との間の経済関係が活発化していることを踏まえ、貿易・投資を促進する法的基盤として、2024年中の交渉再開と、それに向けた事前協議の開始で一致。

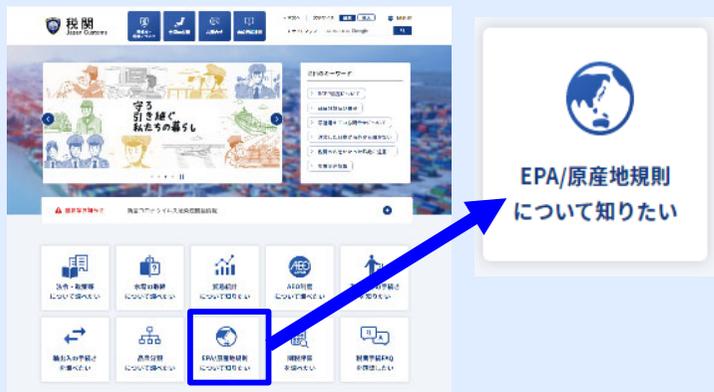
E P A 利用促進に向けた取組

○ 事業者の E P A 利用促進に向けた取組については、R C E P 協定の発効後、我が国の貿易総額に占める E P A 等発効済の国・地域との貿易額の割合が約 8 割となったことにより、E P A の利用機会の更なる拡大が見込まれることを踏まえ、より一層の利用促進に向けた支援が必要とされている。

具体的な取組

- **情報発信の強化**：税関HPの利便性向上及び参考資料や動画コンテンツの充実等による情報発信の強化。
- **説明会の実施**：事業者のニーズに沿った説明会の開催による理解の促進。
- **輸出者支援**：輸出相談窓口の設置やEPA相手国に関する情報の充実による輸出者支援。
- **アンケートの実施**：ヒアリングやアンケートを通じたニーズの把握。

【利便性の向上】



E P A 関連の情報を集約

【コンテンツの充実】



リーフレット等の充実

- 特惠税率適用の条件等
- 品目別原産地規則の検索
- 事後確認
- 通販貨物や個人輸入貨物について



YouTubeの活用

○ E P A とは何か？
メリット・利用手順について



○ EPA の利用に向けて
～原産地規則～



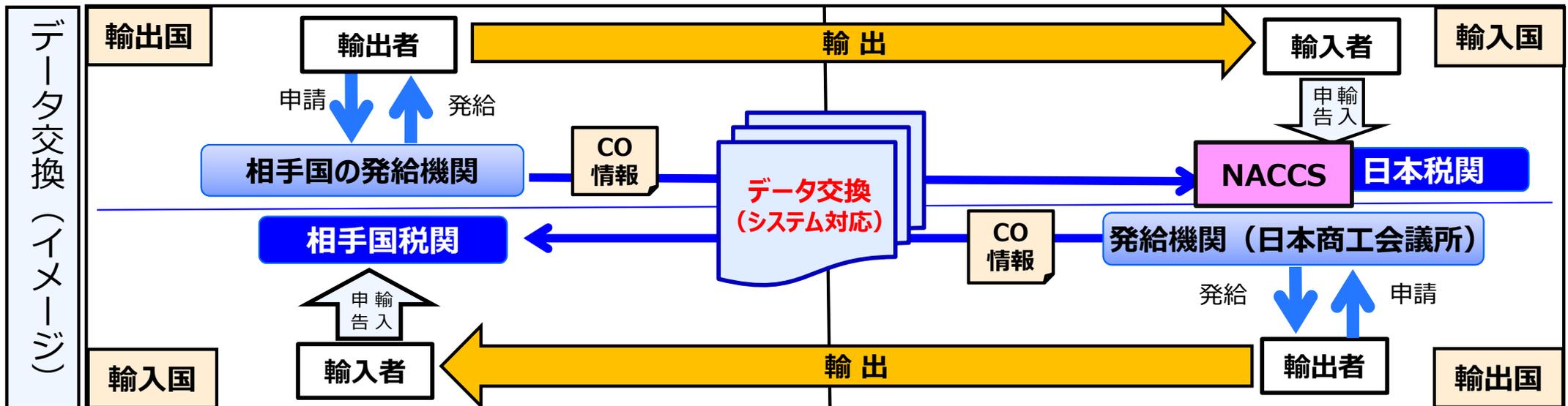
○ 自己申告制度について(制作中)

原産地証明書（CO）の電子化（データ交換）について

- 我が国締結のEPAの原産地証明手続：
自己申告制度を導入済の一部のEPAを除き、電子化されておらず、紙原本の提出が求められるため、リードタイムへ影響が生じている。
- 産業界からの原産地証明書の電子化に対するニーズ：
EPAの利用が多いASEAN各国の税関当局におけるCOのPDFによる受理及びCOのデータ交換への期待
- COデータ交換のメリット：
PDFによる受理よりもさらに迅速なやり取りが可能であることやCOの真正性が確保される。ASEAN域内国間においてはCOデータ交換実施済み

総合的なTPP等関連政策大綱（2020年12月8日改訂）
「原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備に取り組む。その際には相手国の制度等を考慮する。」

- 2021年から、インドネシア、タイ、ASEANとの協議を開始。
- データ交換に必要な項目や接続方法について国内関係省等とも協議を進め、必要な検証を経て早期のデータ交換開始を目指す。
- 日インドネシアEPAについては、2023年6月26日から運用開始。



税関相互支援協定（C M A A : Customs Mutual Assistance Agreement）

- 税関当局間において、社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和化等について協力することを定めた国際約束

<相互支援の条件>

- ・締約国の国内法令に従い、かつ、税関当局の利用可能な資源の範囲内で行う。

<相互支援の具体例>

- ・情報交換（情報は秘密として取り扱われ、相手国の同意がない限り刑事手続に使用しない（注）等）

（注）平成24年度の関税法改正（108条の2）により、外国税関当局から要請があった場合には、我が国税関が提供した情報の外国における刑事手続への使用に同意できることとなった。

- ・特定の対象（人、貨物、輸送手段等）に対する監視
- ・コントロールド・デリバリー

<税関相互支援の枠組みの現状>（2023年9月現在41か国・地域）

○税関相互支援協定

米国（1997.6）、韓国（2004.12）、中国（2006.4）、EU（2008.2）、ロシア（2009.5）、オランダ（2010.3）、イタリア（2012.4）、南アフリカ（2012.7）、ドイツ（2014.12）、スペイン（2015.5）、ノルウェー（2016.9）、メキシコ（2018.7）、ウズベキスタン（2019.12）、英国（2021.1）、ブラジル（2021.9）、ウルグアイ（2021.10）、モルドバ（2022.6）、バングラデシュ（2023.4）、**ポリビア（2023.6）**、イラン（2021.8署名）

○経済連携協定関連

シンガポール（2002.11）、マレーシア（2006.7）、タイ（2007.11）、インドネシア（2008.7）、ブルネイ（2008.7）、フィリピン（2008.12）、スイス（2009.9）、ベトナム（2009.10）、インド（2011.8 2022.5改定）、ペルー（2012.3）、オーストラリア（2015.1）、モンゴル（2016.6）、CPTPP（※）

（※）CPTPP参加国：メキシコ（2018.12）、シンガポール（2018.12）、ニュージーランド（2018.12）、カナダ（2018.12）、オーストラリア（2018.12）、ベトナム（2019.1）、ペルー（2021.9）、マレーシア（2022.11）、チリ（2023.2）、ブルネイ（2023.7）、英国（2023.7署名）

○税関当局間取決め

オーストラリア（2003.6 2017.7改定）、ニュージーランド（2004.4 2014.6改定）、カナダ（2005.6）、香港（2008.1）、マカオ（2008.9）、フランス（2012.6）、ベルギー（2017.7）、オーストリア（2019.5）

○その他

台湾（2017.11）

- ・（注1）同じ国と別形式の文書を作成している場合は、1か国としてカウント（例：オーストラリアとは経済連携協定と税関当局間取決めを作成）
- ・（注2）EPAの中に税関の相互支援に係る規定が盛り込まれているもの
- ・（注3）台湾は、日本台湾交流協会と台湾日本関係協会間の民間取決め
- ・（注4）CPTPPについては、協定寄託国であるニュージーランドへの国内法上の手続完了の通報を完了した国について、協定の効力が発生
- ・（ ）内は発効年月
- ・下線は、外国税関当局との情報交換拡充のための平成24年度の関税法改正の内容が盛り込まれているもの

WCO（世界税関機構）について

- ・世界185か国・地域からなる税関関連の国際機関。1952年に設立（日本は1964年に加入）。
- ・各国の税関制度の調和・統一及び国際協力の推進により、国際貿易の発展に貢献することを目的。
- ・HS条約等の国際標準の策定、密輸・テロ対策の推進、税関分野の技術協力等を実施。

我が国の貢献

- ・事務総局長を含め16名の職員（うち本部に13名）を派遣し、事務局における政策立案・実施に大きく貢献。
- ・分担金：第3位（約6.40%、2022/2023年度）
関税協力基金（技術協力）：米国に次ぎ第2位の拠出（約19.6%、2021/2022年度）
- ・WCOの運営や税関手続等に係る議論に積極的に参画。税関の国際標準の策定等に貢献。

最近の動き

- ・2023年6月のWCO総会において、次期事務総局長選挙が実施され、御厨事務総局長の後任として、米国のイアン・サンダース氏（2024年1月～2028年12月）が選出された。

（参考）事務局

- ・本部：於ブリュッセル（ベルギー）
- ・事務総局長：御厨 邦雄（日本）、任期：2009年1月～2023年12月（3期合計）
- ・アジア大洋州（AP）地域における主な地域事務所
 - キャパシテビルディング地域事務所（ROCB・AP）：バンコク
 - 地域情報連絡事務所（RILO・AP）：ソウル ※来年1月からは東京
 - 地域研修センター（RTC）：税関研修所（柏市）ほか
 - 地域税関分析所（RCL）：関税中央分析所（柏市）ほか



WCOアジア・大洋州地域情報連絡事務所（R I L O・A P）の日本招致

概要

- R I L O（Regional Intelligence Liaison Office）
 - ・ 密輸情報交換の促進のための世界税関機構（WCO）の地域オフィスであり、世界に12箇所。
 - ・ 日々の情報交換の他、地域レベル、全世界レベルの密輸取締り強化策を企画・実施。
 - ・ 日本が参加するアジア大洋州地域情報連絡事務所（R I L O・A P）は、現在、韓国税関がホスト。
（任期：2023年12月末まで）
- 2022年5月18・19日にインドネシア・バリで開催されたWCOアジア・大洋州（A P）地域 関税局長・長官会合において、**R I L O・A Pの日本ホストが決定**。
（今回の決定による日本の任期は2024年1月から2027年12月までの4年間）

期待される効果

- R I L O・A Pの日本ホストにより、
 - ・ 関係国・地域間の情報の拠点（ハブ）となり、情報収集ネットワークの強化
 - ・ 税関のインテリジェンス分野における日本のプレゼンスの向上といった効果が期待でき、効果的・効率的な取締りが可能となる。

今後の取組

- 情報の拠点（ハブ）として機能すべく、WCO及びA P地域の税関当局との関係強化、税関分野における国際協力の推進に引き続き取り組む。

関税技術協力

- 経済的・地理的に結び付きの強いA S E A N諸国を重点地域としつつ、各地域の特性に応じた支援を実施。
- J I C A及びW C O（世界税関機構）等の国際機関との協調により効果的な支援を実施。
- 令和4年度から対面による支援を段階的に再開。

主な実施形態と実施例

【受入研修】

日本で開催するセミナー等に開発途上国税関職員を受入れ

（例）アジア地域の税関職員10名程度を受け入れ、税関研修所や税関での講義・視察を実施。参加者は各国が抱える課題に対してアクションプランを作成。

【専門家派遣】

支援対象国で開催するセミナー等に日本税関職員を派遣

（例）アフリカ地域及び太平洋島嶼国の税関職員を対象として、W C O及びJ I C Aと連携して実施するマスタートレーナープログラム（現地の指導教官となる職員を育成するプログラム）のため、日本税関職員を専門家として派遣。

【J I C A長期専門家】

J I C Aの予算を活用し、2～3年程度の期間、支援対象国に日本税関職員が専門家として常駐し、助言等を実施

（例）マレーシアにおける税関分析所の設立及び円滑な運用に向けた支援、タイ税関における人材育成能力強化に係る支援を実施。



※令和4年度は一部事業についてオンラインを活用しながら、受入研修を21件（218名）、専門家派遣を46件（143名）実施。

1. 最近の税関行政・関税制度

2. 国際関係

3. 令和6年度関税改正

令和6年度関税改正の主要要望

改正項目	内容
暫定税率等の適用期限の延長等	<ul style="list-style-type: none"> • 暫定税率及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度の適用期限の1年延長 • 加糖調製品（5品目）については、併せて暫定税率の引下げ • ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋については、暫定税率（無税）の撤廃
沖縄の特定免税店制度の延長	<ul style="list-style-type: none"> • 沖縄における特定免税店制度の適用期限の3年延長 <p>＜参考＞ 沖縄における特定免税店制度 沖縄の市中又は空港の免税店において、沖縄から本邦の他の地域へ出域する旅客向けに販売される物品（外国貨物）について、20万円の範囲内で関税を免除する制度。</p>
ルイボスのHS分類変更への対応	<ul style="list-style-type: none"> • HS委員会の決定によるルイボスの分類変更に伴い、税細分を新設した上で、現行と同じ水準の関税率を設定 <p>＜参考＞ ルイボスとは南アフリカの一部地域に自生するマメ科の落葉低木。ルイボスティーの原料は、2～3mm幅に切ったルイボスの葉を発酵・殺菌したもの。</p>
特例申告納期限延長に係る担保の取扱い緩和	<ul style="list-style-type: none"> • AEO制度における特例輸入者が行う特例申告納期限延長に係る担保の提供について、関税等の保全のために必要があると認められる場合に求める取扱いに緩和 <p>＜参考＞ 現行の特例申告納期限延長 特例輸入者が、特例申告の期限（納期限）までに納期限の延長を申請し、かつ、関税額に相当する額の担保を提供した場合に、2か月以内に限り納期限が延長される。</p>